


● 地域及び分類ごとの基準

第5種地域

規制方針 個性的なまちなみや住宅地として親しみやすい景観となるよう、屋外広告物の形態・色彩等と周辺の景観の調和を図るよう規制・誘導を行います。

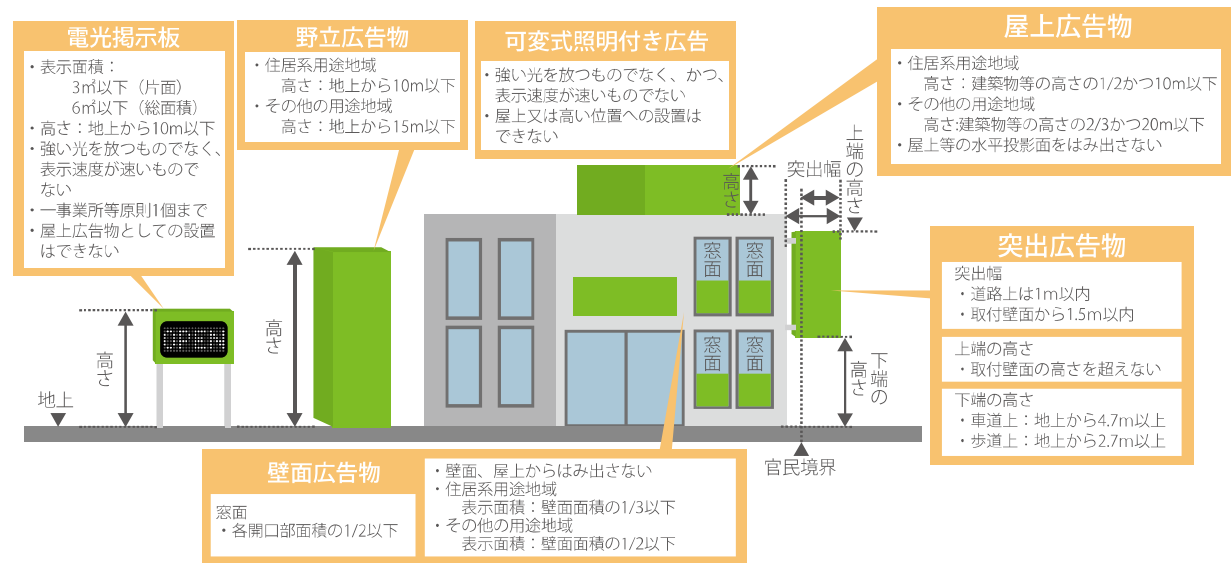
対象区域 *市街地ゾーン (第1、3、4種地域を除く)

適用除外 自家用広告物の表示面積の合計が10㎡以内



◆ 許可の基準

自家用広告物



電光掲示板

- 表示面積：3㎡以下（片面）6㎡以下（総面積）
- 高さ：地上から10m以下
- 強い光を放つものでなく、表示速度が速いものでない
- 一事業所等原則1個まで
- 屋上広告物としての設置はできない

野立広告物

- 住居系用途地域：高さ：地上から10m以下
- その他の用途地域：高さ：地上から15m以下

可変式照明付き広告

- 強い光を放つものでなく、かつ、表示速度が速いものでない
- 屋上又は高い位置への設置はできない

屋上広告物

- 住居系用途地域：高さ：建築物等の高さの1/2かつ10m以下
- その他の用途地域：高さ：建築物等の高さの2/3かつ20m以下
- 屋上等の水平投影面をはみ出さない

壁面広告物

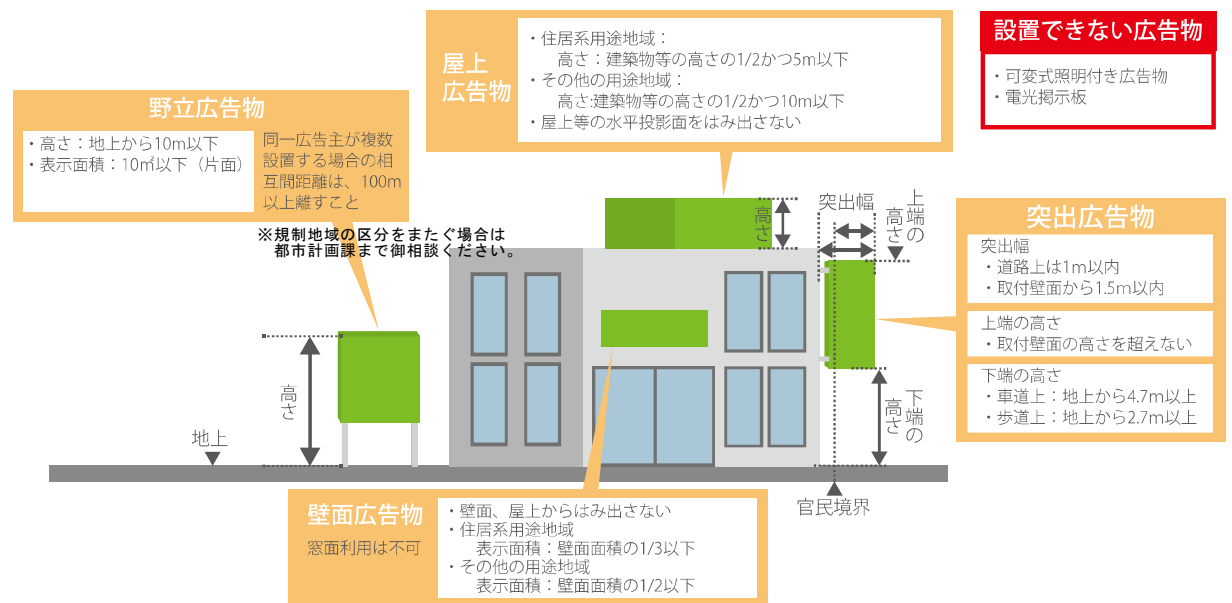
- 壁面、屋上からはみ出さない
- 住居系用途地域：表示面積：壁面面積の1/3以下
- その他の用途地域：表示面積：壁面面積の1/2以下

突出広告物

- 突出幅：道路上は1m以内、取付壁面から1.5m以内
- 上端の高さ：取付壁面の高さを超えない
- 下端の高さ：車道上：地上から4.7m以上、歩道上：地上から2.7m以上

非自家用広告物（道標・案内図板を含む）

※表示（設置）する位置は、~~広告主の事業所等から半径5km以内~~に限りません。



野立広告物

- 高さ：地上から10m以下
- 表示面積：10㎡以下（片面）
- 同一広告主が複数設置する場合の相互間距離は、100m以上離すこと

屋上広告物

- 住居系用途地域：高さ：建築物等の高さの1/2かつ5m以下
- その他の用途地域：高さ：建築物等の高さの1/2かつ10m以下
- 屋上等の水平投影面をはみ出さない

壁面広告物

- 壁面、屋上からはみ出さない
- 住居系用途地域：表示面積：壁面面積の1/3以下
- その他の用途地域：表示面積：壁面面積の1/2以下

突出広告物

- 突出幅：道路上は1m以内、取付壁面から1.5m以内
- 上端の高さ：取付壁面の高さを超えない
- 下端の高さ：車道上：地上から4.7m以上、歩道上：地上から2.7m以上

設置できない広告物

- 可変式照明付き広告物
- 電光掲示板

※規制地域の区分をまたぐ場合は都市計画課まで御相談ください。

◆ 色彩基準

広告旗・立看板の類

P17のとおり

電柱の類を利用する広告物

P17のとおり

表示面の色彩基準

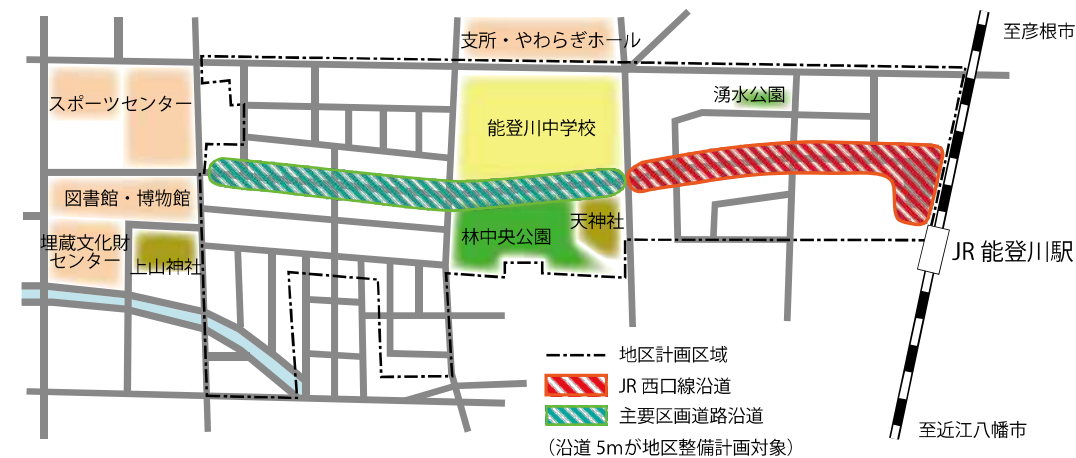
【住居系用途の場合】
地色（最大面積を占める色）は、原則落ち着いた色彩（彩度10を超えない色）を用い、文字以外に黒及び原色の使用をなるべく控えること。

【その他の用途の場合】
文字以外に黒及び原色の使用をなるべく控えること。
※木材、石等の自然素材を着色なく使用している場合は、適用されません。

■ 能登川駅西地区まちなみ形成誘導指針—能登川モダン—

能登川駅西地区では、周辺のまちなみと調和し、新鮮なまちなみ景観を創り出すことを目的として、「和風」デザインを採り入れたモダンな洋風のまちなみをつくる「能登川モダン」の考え方のもと、良好なまちなみ景観の形成を目指しています。

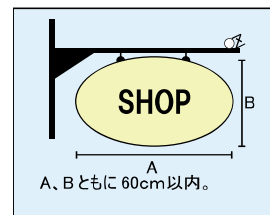
そのため、建物の位置や色、看板、垣、柵など、さまざまなまちなみ形成のための「能登川駅西地区まちなみ形成誘導指針」を示していますので、能登川駅西地区内で屋外広告物を設置する場合は、本指針に沿うものにしてください。



(看板等)

看板の色調等については建物の色調と調和し、一体感があり、個性が感じられるデザインとしてください。

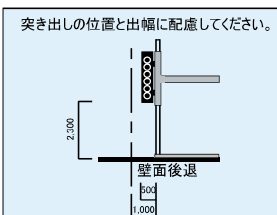
<吊り看板を設置する場合>



A、Bともに60cm以内。

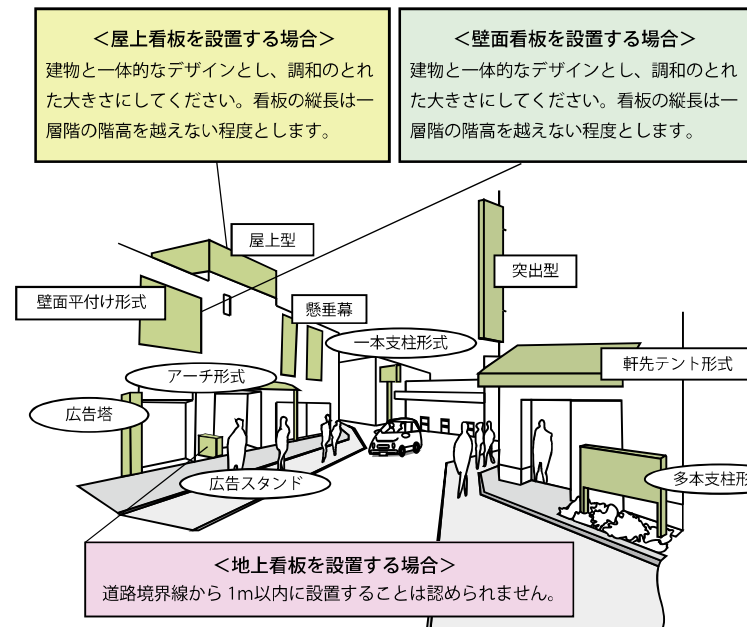
吊し看板の縦・横とも60cm以内がのぞましいです。道路面から2.3m以上に設置してください。

<突き出し看板を設置する場合>



突き出しの位置と出幅に配慮してください。

道路境界線から1m以内に設置する場合は出幅は50cm程度とし、高さは道路面から2.3m以上の位置に設置してください。



<屋上看板を設置する場合>
建物と一体的なデザインとし、調和のとれた大きさにしてください。看板の縦長は一層階の階高を越えない程度とします。

<壁面看板を設置する場合>
建物と一体的なデザインとし、調和のとれた大きさにしてください。看板の縦長は一層階の階高を越えない程度とします。

<地上看板を設置する場合>
道路境界線から1m以内に設置することは認められません。